（都市公園法施行規則の一部改正）

第二条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「施設」を「公園施設」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（災害応急対策に必要な占用物件）

第五条の二　令第十二条第一号の二の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、発電施設及び蓄電施設で地下に設けられるものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

（災害応急対策に必要な施設に関する基準）

第七条の二　令第十六条第六号の二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　第五条の二に規定する耐震性貯水槽については、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としないこと。

二　第五条の二に規定する発電施設及び蓄電施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

附　則

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第百四十六条の十の二、第百四十六条の十の三、第百四十六条の十の四」に改める。

第百四十六条の十の三を第百四十六条の十の四とし、第百四十六条の十の二を第百四十六条の十の三とし、第百四十六条の十の次に次の一条を加える。

（電子海図情報表示装置）

第百四十六条の十の二　総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶であつて国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する電子海図情報表示装置を備えなければならない。

第百四十六条の五十中「第百四十六条の十の二、第百四十六条の十の三」を「第百四十六条の十の三、第百四十六条の十の四」に改める。

第三百五条の見出しを「（配置）」に改め、同条第一項中「できるような」の下に「船内の」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第三百六条第二項中「（水先人用昇降機にあつては二・二〇倍）」を削る。

第三百七条第三項中「（水先人用昇降機にあつては二本）」を削り、同条第四項を削る。

第三百九条及び第三百十条を次のように改める。

第三百九条及び第三百十条　削除

第三百十一条中「前条」を「第三百八条」に改める。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第二項中「（水先人用昇降機にあつては百五十キログラム）」を削る。

第六十四条の見出しを「（水先人用はしごの使用制限）」に改め、同条中「及び水先人用昇降機」を削る。

（船舶救命設備規則の一部改正）

第三条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三十四号中「（一本のつり索のみを用いて進水する救命艇にあつては、ロ、ヘ、ト及びチに掲げる要件）」を削り、同号中ハを削り、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　つり索にかかる張力によつてフックが解放しない構造のものであること。

第八条第三十四号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　つり索に張力がかかつている場合において、ニの安全装置を解除することができ、かつ、安全装置の解除後は容易に作動するものであること。

第九条第二項第四号ホ中「前条第三十四号ヘ及びト」を「前条第三十四号ト及びチ」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第四条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六項中「貨物区域」の下に「及び閉囲された焼却炉のある場所」を加える。

第五十一条第二項第一号中「及びこれに類似した」を「その他の」に改め、同項第二号中「船橋又は火災制御場所」を「次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める場所」に改め、同号に次のように加える。

イ　第一種船及び第二種船（平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）を除く。）　非常用制御場所（船舶設備規程第百二十二条の十二の非常用制御場所をいう。次条において同じ。）

ロ　第二種船（平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）に限る。）　船橋又は火災制御場所

第五十一条第二項第三号中「、前号の制御盤が火災制御場所に配置される場合にあつては」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。

第五十一条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条第一項中「船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるように」を削り、同条第三項中「船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができる」を削り、同条第六項中「第五十一条第二項第一号から第六号まで」を「前条第二項第一号から第五号まで」に改める。

第六十三条の二第四項中「貨物区域等」の下に「及び閉囲された焼却炉のある場所」を加える。

第六十三条の三第一項第二号中「第五十一条第一項」を「第五十一条第一項各号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一　火災探知装置の制御盤は、船橋又は火災制御場所に集中配置すること。

二　火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、船橋に配置すること。ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。